

岡山県建築設計等委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、建築営繕課及びその他知事が特に認める機関が発注する建築工事に係る設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として、1件の設計金額が100万円を超える委託業務のうち、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
- 二 設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務
- 三 建築又は建築設備に関する診断業務
- 四 上記一号から三号以外の建設コンサルタント業務（建築工事監理業務及び敷地調査業務を除く。）

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査職員、総括調査員、主任調査員及び調査員をいう。

評定者	
検査職員	参事(検査担当)又は当該委託業務を所掌する課の長が指定した職員
総括調査員	当該委託業務を主に担当する班長
主任調査員又は調査員	当該委託業務を担当する職員

(評定の方法)

第4 評定は、業務ごとの採点結果を基にして行う。

- 2 評定の結果は、別記様式第1に定める建築設計等委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 検査職員は完了検査を実施後速やかに、総括調査員、主任調査員及び調査員は業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、評定の結果を様式第2に定める業務成績評定通知書により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

- 第8 契約担当者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。
- 2 契約担当者は、前項の修正をする場合、委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を様式第3に定める業務成績評定再通知書により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。
(説明請求等)
- 第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、様式第4により回答するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の回答をする場合、委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 前項の委託業務成績評定評価委員会は、「建設工事成績評定委員会設置及び運営要領」に基づき設置された建設工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月16日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

建築設計等委託業務成績評定表		
		年 月 日
発注者名 _____		
業務名称		
契約金額	当初:	最終
履行期間	当初: 年 月 日 ~ 年 月 日	最終: 年 月 日 ~ 年 月 日
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称:	所在地:
管理技術者氏名		
主任担当技術者氏名	総合:	構造: :
	電気:	機械: :
総括調査員所属・氏名	所属:	氏名:
主任調査員所属・氏名	所属:	氏名:
	所属:	氏名:
	所属:	氏名:
	所属:	氏名:
	所属:	氏名:
検査職員所属・氏名	所属:	氏名:
業務評定点		
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] () [] (再通知を行った日付 年 月 日)		
業務評定点(総合点)の内訳		
① 業務評定点(総合点:減点無し) () []		
② 基礎点 () []		
③ 業務履行中に生じた事由による減点 () []		
④ 業務完了後に生じた事由による減点 []		
管理技術者評定点		
管理技術者評定点 () []		
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳		
総合	() []	電気 () []
構造	() []	電気積算 () []
建築積算	() []	機械 () []
		機械積算 () []

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記すること。
その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

岡山県知事 ○○○○

業務成績評定通知書

貴社が受注した次の業務について、岡山県建築設計等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、次のとおりです。

記

- 1 業務名 ○○
- 2 履行期間 ○○年○月○日～○○年○月○日
- 3 完了検査年月日 ○○年○月○日
- 4 業務評定点及び管理技術者評定点
別紙「建築設計等委託業務成績評定通知表」に示す。
- 5 送付先 〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下 2 - 4 - 6
岡山県土木部都市局○○○○課
- 6 書面の宛先 岡山県知事 ○○○○
- 7 手続き等の問い合わせ先 〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下 2 - 4 - 6
岡山県土木部都市局○○○○課
TEL 086-○○○-○○○○ (直通)

建築設計等委託業務成績評定通知表(再通知)

年 月 日

発注者名 _____

業務名称			
契約金額	当初:		最終
履行期間	当初:	年 月 日	最終: 年 月 日
完了年月日		年 月 日	
完了検査年月日		年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称:		所在地:
管理技術者氏名			
主任担当技術者氏名	建築:	構造:	:
	電気:	機械:	:
業務評定点(再通知)			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)			()
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)			()
管理技術者評定点(再通知)			
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)			()

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

注4) 再通知の場合は、総合点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

岡山県知事 ○○○○

業務成績評定再通知書

貴社が受注した次の業務について、岡山県建築設計等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、次のとおりです。

記

- 1 業務名 ○○
- 2 履行期間 ○○年○月○日～○○年○月○日
- 3 完了検査年月日 ○○年○月○日
- 4 業務評定点（再通知）及び管理技術者評定点（再通知）
別紙「建築設計等委託業務成績評定再通知表」に示す。
- 5 送付先 〒700-8570
岡山市北区内山下 2 - 4 - 6
岡山県土木部都市局○○○○課
- 6 書面の宛先 岡山県知事 ○○○○
- 7 手続き等の問い合わせ先 〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下 2 - 4 - 6
岡山県土木部都市局○○○○課
TEL 086-○○○-○○○○（直通）

別紙

建築設計等委託業務成績評定通知表(再通知)		
		年 月 日
発注者名 _____		
業務名称		
契約金額	当初:	最終:
履行期間	当初: 年 月 日 ~ 年 月 日	最終: 年 月 日 ~ 年 月 日
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称:	所在地:
管理技術者氏名		
主任担当技術者氏名	総合:	構造: :
	電気:	機械: :
業務評定点(再通知)		
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)		()
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)		()
管理技術者評定点(再通知)		
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)		()

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中の減点がある場合、それを加算している。

注4) 再通知の場合は、総合点に業務完了後に生じた事由による減点を加算している。

様式第4

第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

岡山県知事 ○○○○

業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、次のとおり回答します。

記

1 業務名 ○○

2 疑問に対する回答